

令和4年度社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
「介護職員処遇改善支援補助金」及び「福祉介護職員処遇改善臨時特例交付金」
にかかる賃金改善説明書

1. 賃金改善内容

支給時期		月例給与
支給項目		職務手当
賃金改善額	常勤介護	(※1) 月額 7,000 円
	常勤その他	(※1) 月額 3,500 円
	パートアルバイト介護	時給 40 円
	パートアルバイトその他	時給 20 円

※1 賞与の算定基礎には含まない

※常勤職員・・・総合・エリア・特定職員、マスターⅠ種・Ⅱ種

※パートアルバイト・・・マスターⅢ種、パート・アルバイト

2. 対象職員

(介護保険事業)

・常勤 (パートアルバイト) 介護

介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者

・常勤 (パートアルバイト) その他

介護職、医療職（医師、機能訓練指導員、看護職員、薬剤師、）以外の一般職員をいう。具体的には、生活相談員、栄養士、施設介護支援専門員、主事、技術員、洗濯業務、調理員、運転業務等に従事している一般職員をいう。

(障害福祉サービス)

・常勤 (パートアルバイト) 介護

生活支援員、職業指導員、サービス提供責任者、サービス管理責任者、福祉専門職員、目標工賃達成指導員、賃金向上達成指導員

・常勤 (パートアルバイト) その他

障がい福祉人材、医療職（医師、機能訓練指導員、看護職員、薬剤師、）以外の一般職員をいう。具体的には生活相談員、栄養士、主事、技術員、洗濯業務、調理員、運転業務等に従事している一般職員をいう。

○兼務の場合は職務手当を支給している職種でグループ分けを行う。

○自主財源を活用

- ・軽費老人ホーム（ケアハウス） ※（介護予防）特定施設入居者生活介護併設施設
- ・養護老人ホーム ※（介護予防）特定施設入居者生活介護併設施設

○対象外事業

地域包括支援センター、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援及び介護予防支援、移動支援、日中一時支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援(移行)、地域相談支援(定着)、地域活動支援センター、入浴サービス、診療所、委託事業、軽費老人ホームA型